

流山市農業委員会
平成27年第8回
総会議事録

平成27年8月26日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成27年第8回総会議事録

1 期 日 平成27年8月26日(水)

2 場 所 流山市役所304会議室

3 議長名 水代 啓司

4 署名委員 13番 大作 榮
14番 小林 常男

5 出席委員(14名)

1 番 小田桐 仙	2 番 吉田 達弘
3 番 岡田 長政	4 番 恩田 一雄
5 番 増田 正美	7 番 秋元 正
8 番 山崎 日出男	9 番 中村 彰男
10 番 小嶋 悦子	11 番 小倉 節子
12 番 豊島 啓行	13 番 大作 榮
14 番 小林 常男	15 番 水代 啓司

6 欠席委員(2名)

6 番 石井 博	16 番 高市 正義
----------	------------

7 書記名 主 事 中里 友希

8 事務局 局長 福留 克志
次 長 山崎 哲男
次長補佐 田村 敏一

9 会議目次

- (1) 議案第40号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について 1
(継続審査)
- (2) 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) 3
- (3) 議案第42号 農用地利用集積計画の決定について 5
- (4) 議案第43号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について 6
- (5) 議案第44号 流山市都市計画審議会委員の推薦について 8
- (6) 報告第19号 転用許可に伴う工事完了の報告について 9
- (7) 報告第20号 専決処理の報告について 10

開会 午後3時00分

水代議長 開会にあたり、申し上げます。

本日は、高市会長が欠席のため、流山市農業委員会会議規則第8条第2項により、本日の進行につきましては、会長職務代理を務めさせていただいております、私、水代が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から平成27年第8回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は16名中14名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。なお、16番高市委員、6番石井委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

水代議長 異議なしと認めます。

13番大作委員、14番小林委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、中里主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。山崎次長。

山崎次長 お手元に配布させていただきました議案書の中の「会議目次」をご覧くださいと思います。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第40号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」(継続審査)から、議案第44号「流山市都市計画審議会委員の推薦について」までの5議案について、ご審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第19号「転用許可に伴う工事完了の報告について」から、報告第20号「専決処理の報告について」までの2項目について、ご報告させていただきたいと存じます。

ご説明は、以上です。よろしくお願い申し上げます。

水代議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

水代議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

水代議長 次に、議案第40号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について(継続審査)」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第40号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について(継続審査)
生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成27年8月26日提出

はじめに、申請者につきましては、流山市大字木にお住いの共有者の方で、申請がありました土地は、流山市木及び流山にあります畑3筆で、合計面積は2,693平方メートルで、現在、土地区画整理事業が行われている区域内にある土地です。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者の父親で、昨年9月25日に、お亡くなりになられた方です。

次に、議案案内図につきましては、1ページにございますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、本件につきましては、前月に開催された総会議案の中で、御審議をいただいた案件ですが、生産緑地法施行規則に規定されている一定割合以上の従事日数について、事実関係及び法的根拠などを精査する必要があることから、継続審査となった案件であります。

その後、事実関係等が精査されたことから、再審査を願いたいとの申し出が申請者からありましたので、本日御審議をいただくものです。

御説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第40号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について(継続審査)」について御報告いたします。

本案につきましては、去る7月に開催された農業委員会総会において、議案として上程した案件であります。事実関係及び法的根拠等を精査する必要があることから、継続案件となったものでございます。その後、申請者によりこれまでの経緯を整理した理由書が提出されたこと、事務局による近隣農業者等への聞き取り調査により従事日数の裏付けが取れたことから、再度上程されたものであります。

本案につきましても、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

最初に、買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の父親です。従事日数は、亡くなる直前は約150日の入退院、通院があり、この分を除いて年間100日として申告していたとのことで、

近隣農業者からの話によると、入院直前まで草取り程度の軽作業ではあるものの、申請者と同じくらいの日数、年間200日以上は農業に従事していたとのことでした。しかし、この方が昨年9月に亡くなり、労働力の減少によりこれまで通りの農業の継続が難しくなったこと、相続税の支払いの必要があり、申請地を処分しないと支払いが

難しいことから、相続人である申請者より証明願の申請がなされたとのことでした。

申請地については、土地区画整理区域内にあり、つい最近使用収益が開始された土地で、まだ作付けされていない状態でした。

以上のことを基に審議したところ、買取申出事由の生じた方については、主たる従事者である申請者の従事日数に対し、生産緑地法施行規則に規定される一定割合以上従事しており、その者が死亡したことにより、農業の縮小はやむを得ないものと認められることから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

水代議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第40号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。よって、議案第40号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の2頁をお開きください。

議案第41号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成27年8月26日提出

初めに、権利者につきましては、流山市西深井に住所を有する法人でございます。

農地転用の申請がありました土地は、流山市西深井にあります畑1筆で、転用面積は960平方メートルでございます。

転用目的につきましては、駐車場用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の2ページと3ページでございます。

今月の農地法第5条許可申請につきましては、以上の1件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を

求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」について、御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用が1件であります。

本案については、現地調査と権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

最初に、権利者は流山市西深井にある医療法人で、転用目的は職員用の駐車場を整備するものであります。

次に、申請理由につきましては、権利者である医療法人は立地上、駅からのアクセスが悪いことから、職員を含め、車を利用する方が多いとのことで、今までも慢性的な駐車場不足の状態であり、駐車場を確保したかったとのことです。それに加えて、現在職員用駐車場として借りている駐車場について、所有者より返却の要求があったことから、これに代わる駐車場の確保が急務となり、今回の申請地に新たに駐車場を整備したいとのことでした。

この場所を選んだ理由としては、病院の隣接地であり、使いやすいこと、必要な台数が確保できる面積があること等から選定したとのことです。

次に、申請地の現況であります。休耕の状態でした。

次に、利用計画であります。駐車場の路盤は砕石敷きとし、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

また、申請地西側の農免道路への雨水流出を防ぐため、申請地を整備する際に傾斜を設け、医療施設側に排水することで、流出を防ぐとのことでした。

駐車場の出入り口に関しては、砕石の公道への流出を防ぐため、乳剤及び砂を撒き、締め固めるとのことでした。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、東武線運河駅の南西約1.2キロメートルに位置し、周辺は生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、資金計画については、整備費が約220万円、土地の賃料が年間約200万円で、これらに伴う資金は全て自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されておりました。

以上、申請者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行いましたところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

水代議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいた

します。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第41号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第41号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。
ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第42号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第42号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成27年8月26日提出

今月は新規に関するものが1件、更新に関するものが1件であります。

議案1番の権利者は、流山市中にお住いの方で、職業は農業です。

移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市平方にあります畑2筆、合計面積、4,389平方メートルです。

利用権の設定期間につきましては、新規により3年間です。

本件の議案案内図につきましては、4ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。

権利者は、流山市下花輪にお住いの方で、職業は兼農です。

移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市下花輪にあります田2筆、合計面積、2,062平方メートルです。

利用権の設定期間につきましては、更新により3年間です。

本件の議案案内図につきましては、5ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

今月の農用地利用集積計画につきましては、以上の2件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第42号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が1件、更新が1件であります。

最初に1番ですが、権利者の職業は農業で年齢は37歳であります。

また、営農状況については、耕作面積が約12.6ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして4名であります。

次に、現地の状況ですが、対象農地の畑は、耕起済みの状態でした。本件については、新規により3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に2番ですが、権利者は兼業農家の方で年齢は52歳であります。

また、営農状況については、耕作面積が約2.3ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして4名であります。

次に、現地の状況ですが、対象農地の田は、水稻が作付されておりました。本件については、更新により3年間の利用権を設定しようとするものであります。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、今後も引き続き、農地を効率的に耕作することが認められること等から、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

水代議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第42号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。よって議案第42号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第43号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第43号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成27年8月26日提出

初めに、申請者につきましては、流山市駒木台にお住まいの方です。

申請がありました土地は、流山市駒木台の畑1筆で、面積は1,342平方メートルです。

変更後の地目につきましては、山林でございます。本件につきましては、土地登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は山林として、20年以上経過しておりますことから、このたび、登記簿上の地目を現況の山林に合わせるために、証明願の提出があったものでございます。

本件の議案案内図につきましては、6ページにございますのでご参照いただきたいと思います。

今月の許可を要しない土地の証明願は、以上の1件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第43号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、審議に先立ちまして現地調査を行っております。

最初に、申請地の状況であります。東武線江戸川台駅の東約1.7キロメートルに位置している土地で、登記地目は畑ですが、現況は山林の状況でした。

申請地は、昭和58年7月に申請者が相続により取得した土地であります。相続以前はかなり古くから山林の状態であったとのことでした。

申請理由につきましては、今回、登記簿上の地目と現況の地目を一致させ、土地の地目変更登記申請を行うため、申請があったものでございます。

なお、申請書の提出に当たって、平成7年に撮影された航空写真が添付されておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、今から20年以上は、山林であったことが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

水代議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第43号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いしま

す。

挙手、全員であります。よって議案第43号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第44号「流山市都市計画審議会委員の推薦について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の7ページをご覧ください。

議案第44号

流山市都市計画審議会委員の推薦について

流山市都市計画審議会委員を次のとおり推薦する。

平成27年8月26日提出

本案につきましては、流山市都市計画審議会委員の任期が、平成27年9月30日をもって満了することから、新たな都市計画審議会委員を任命するため、流山市長から推薦の依頼があったものであります。

都市計画審議会につきましては、都市計画法に基づきまして、まちづくりに関する調査や審議等を行うために設置される機関であります。

都市計画道路や公園、下水道などの都市に欠かせない施設の計画決定や変更、土地利用の制限など、都市計画法に定められている内容について、審議を行っております。

次に、この都市計画審議会の委員の構成についてですが、学識経験者や市議会議員、また、公募による市民の方で構成されております。

この都市計画審議会委員の任期は2年となっており、本市農業委員会からは、現在、小林常男委員に就任をいただいているところであります。

最後に、この都市計画審議会の開催につきましては、年3回程度、開催しているとのことでした。

以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

水代議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案については、事務局から説明があったとおり、農業委員会から流山市都市計画審議会委員として、1名を推薦しようとするものです。

これより、本案に対する候補者の選出方法について、意見を求めます。

(議長一任の声あり)

水代議長 ただいま、議長一任という声がございましたが、ほかにございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 ほかにないようですので、それではただいま議長一任との御意見がござい

ましたので、過去に農業委員会から「流山市都市計画審議会」の委員の推薦をした際に、どのようにして選出を行ったのか、この点について、事務局から説明をお願いします。山崎次長。

山崎次長 審議会委員の推薦につきまして、今回と同じ内容の議案といたしましては、一昨年の9月の総会におきまして、同じく都市計画審議会委員の推薦を行っております。

そのときの推薦の経緯についてですが、候補者の選出につきましては、「議長に一任する」との御意見により、議長から指名をいただき決定した経緯がございます。

また、指名にあたりましては、会長は除かせていただきまして、公選による農業委員で就任回数の多い方から、順に推薦候補者として、お諮りしております。

これによりまして、一昨年の9月に、「都市計画審議会」委員には、小林常男委員が選出されたところでございます。

私からは、以上です。

水代議長 ただいま、事務局から委員の選出方法等について説明がありましたが、本案につきましても、この選出方法に基づき、議長が推薦者を選出することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

水代議長 異議なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

議案第44号について、13番大作委員を推薦することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(拍手)

水代議長 それでは、議案第44号については、13番大作委員を推薦することに決定いたしました。

大作委員、よろしくお願いいいたします。

水代議長 次に、報告第19号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の8ページをお開きください。

報告第19号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

平成27年8月26日報告

報告の1番につきましては、今年1月の総会で審議がなされ、2月19日付けで、許可となった案件であります。

この案件につきましては、7月27日に第3小委員会の委員にご確認をいただきました。

案内図及び計画図につきましては、議案案内図の7ページと8ページでございます。

また、現地確認した際の写真につきまして、スライドにしておりますので、合せてご参照をお願いいたします。

今月の転用許可を伴う工事完了の報告は以上の1件です。

よろしくお願い申し上げます。

水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

水代議長 特にないようですので、次に進みます。

水代議長 次に、報告第20号「専決処理の報告について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の9ページをご覧ください。

報告第20号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年8月26日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

今月の農地法第4条の届出のご報告は18件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別につきましては、住宅用地が15件、保育所、公衆用道路、電柱用地及びゴミ置き場がそれぞれ1件でした。

今月の4条届出の合計は、以上、18件、46筆、14,756.31平方メートルで、地目別の内訳では、田が30筆、6,363.04平方メートル、畑が16筆、8,293平方メートルでした。

次に、議案書の12ページをお開きください。

2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月のご報告は23件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が12件、交換が9件、賃借権設定、使用貸借が各1件でした。

また、転用目的別では、住宅用地が21件、保育所、駐車場が各1件でございます。

た。

今月の5条届出の合計は、以上、23件、57筆、21,838.99平方メートルで、地目別の内訳では、田が25筆、6,931.99平方メートル、畑が32筆、14,907平方メートルでした。

今月の専決処理のご報告は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。
水代議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

水代議長 特にないようですので、次に進みます。

水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成27年第8回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後3時40分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成27年8月26日

流山市農業委員会会長高市 正義.....

流山市農業委員会委員大作 榮.....

流山市農業委員会委員小林 常男.....